

告 示

埼玉県告示第千四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計

画下水道荒川左岸南部流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

さいたま市大宮区三橋二丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所及びさいたま市建設局下水道部下水道計画課

四 縦覧期間

令和三年九月十五日から令和三年九月二十八日まで